

報告第2号

専決処分の報告について《市道余ル部線道路改良工事中の物損事故（大宮町善王寺②）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月25日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第2号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年2月9日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市大宮町善王寺市道余ル部線の道路改良工事により生じた段差のある道路を通行した車両に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

京丹後市大宮町善王寺市道余ル部線の道路改良工事により生じた段差のある道路を通行した車両を損傷させる損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 65,076円

3 損害賠償の相手方 京丹後市大宮町在住 個人